



鳥取県公報

平成 24 年 6 月 22 日 (金)
第 8 4 0 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定
(456) (東部総合事務所福祉保健局) 2
- ◇ 調達公告 制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 2

告 示

鳥取県告示第456号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年 6 月22日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
合同会社 友志陽	鳥取市福部町 南田162-2	友志陽	鳥取市津ノ井264-1	就労継続支援B型	平成24年 6 月 15日

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 6 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称

指定自動車教習所職員講習業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成24年 9 月 1 日から同年11月30日まで

(4) 履行場所

鳥取県内の受託者の指定する場所

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分がその他の委託等の研修業務に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年7月18日(水)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成24年6月22日(金)から同年8月1日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した業務(以下「委託業務」という。)を確実に履行できる者であること。

(5) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第3項及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第38条の3の規定により、指定自動車教習所職員講習(法第108条の2第1項第9号に規定する講習をいう。以下同じ。)の実施を委託することができるものとして次のいずれにも該当するものであると公安委員会が認める一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

ア 組織について、次の要件を満たす者であること。

(ア) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする法人であること。

(イ) 主たる事務所を鳥取県内に有していること。

(ウ) 次のいずれかに該当する者を役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)とするものでないこと。

a 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

b 自動車等の運転に関し刑法(明治40年法律第45号)第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

c 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるに足りる相当な理由がある者

d 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

e アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 設備について、次の要件を満たす者であること。

(ア) 教本及び視聴覚教材等(指定自動車教習所等の教習の標準等の一般的な教本のほか、都道府県の交通実態及び事故事例等に関する資料、指定教習所の管理運営の実態等に関する資料、視聴覚教材等をいう。)を必要数準備できること。

(イ) 所要の受講者を収容できる教室等を整備し、講習の実施に必要な施設を確保できること。また、教習指導員及び技能検定員の講習施設については、自動車の運転技能の実習、模擬教習及び模擬技能検定を行うことができるよう府令第32条に規定する基準に適合するコース及び自動車、運転シミュレーター等の器材が整備されている施設を鳥取県内に準備できること。

なお、コースについては、全ての免許の種類に係るコースを準備できること。

(ウ) 次に掲げる講習事項(府令第38条第9項第2号の表第2欄に掲げる講習事項をいう。以下同じ。)について、自動車による実習が適切に実施できるよう、大型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車等の自動車を必要数整備できること。

a 教習指導員として必要な自動車の運転技能

- b 技能検定員として必要な自動車の運転技能
 - c 技能教習の教習方法
 - d 自動車の運転技能に関する観察及び採点方法
- ウ 講師及び責任者の配置について、次の要件を満たす者であること。
- (ア) 指定自動車教習所職員講習に従事する講師として教習指導員、技能検定員及び管理者を直接に補佐する職員に係るそれぞれの講習事項に関して、専門的な知識又は技能を有する者であつて、人格、経験及び教育能力について、次に掲げる講師の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものを、保有する運転免許の種類、自動車等の運転経歴、年齢、交通安全に関する業務の経歴等を考慮した上で、講習を行うのに必要な人数を配置することができること。
- a 教習指導員の講師
 - (a) 講習事項のうち、教習指導員として必要な教育についての知識に関して教育学、心理学等の専門的な知識を有する有識者等であること。
 - (b) 次に掲げる講習事項に関して教習指導員の資格を有し、実務経験が豊富で指導力に優れた者等であること。
 - i 教習指導員として必要な自動車運転技能
 - ii 技能教習の教習方法
 - iii 学科教習の教習方法
 - b 技能検定員の講師
 - 次に掲げる講習事項に関して技能試験官又は技能検定員の資格を有し、実務経験が豊富で指導力に優れた者であること。
 - (a) 技能検定員として必要な自動車の運転技能
 - (b) 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法
 - c 管理者を直接に補佐する職員の講師
 - 講習事項のうち、自動車教習所の管理に関する知識に関して、管理者又は管理監督に関する知識及び実務経験が豊富な者等であること。
- (イ) 委託事務に関して問題が生じた場合において、即時に対応することが可能である責任者を配置することができること。
- 3 契約担当部局
鳥取県警察本部警務部会計課
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先
- ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの
〒680-8520 鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部警務部会計課予算係
電話 0857-23-0110 (代)
 - イ 2の(5)に掲げるものに係るもの
〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8
鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係
電話 0857-23-0110 (代)
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当
電話 0857-26-7433
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)のアの場所で平成24年6月22日(金)から同年7月6日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)のアの担当部局へ電話により請求すること。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成24年 7 月 10 日 (火) 午後 1 時 30 分

鳥取市千代水二丁目 8

鳥取県警察本部交通部運転免許課会議室 (鳥取県交通総合センター 1 階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年 8 月 1 日 (水) 午後 1 時 30 分 (ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同年 7 月 31 日 (火) 午後 5 時までとする。)

鳥取市東町一丁目 271

鳥取県警察本部入札室 (鳥取県警察本部庁舎 2 階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの場所に平成24年 7 月 26 日 (木) 午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(5)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に平成24年 7 月 18 日 (水) 午後 5 時まで提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第3項の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。